

# 社会文教委員会

期日：令和2年12月11日 午前10時

場所：第1委員会室

## 1 開会

## 2 委員長挨拶

## 3 副市長挨拶

## 4 議案審査

### (1) 議案第108号

「飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

【別紙 補足説明資料】

### (2) 議案第113号

「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市多世代交流プラザ）」

### (3) 議案第114号

「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市千代デイサービスセンター）」

### (4) 議案第120号

「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市総合運動場等）」

## 5 請願・陳情審査

### (1) 2請願第6号(新規)

資料No.1

#### ア 要旨

国に対し、「今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を提出願いたい

#### イ 請願者住所氏名

長野市高田 276 番地 8

地域医療と公立・公的病院を守る長野県連絡会

代表 長野県医療労働組合連合会 執行委員長 小林 吟子 他7名

#### ウ 紹介議員 古川 仁 議員

(2) 2 請願第 7 号(新規)

資料No. 2

ア 要旨

国に対し、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市座光寺 1717 番地 3 飯田市立座光寺小学校内

飯田市学校教職員組合 執行委員長 多田 和也

ウ 紹介議員 熊谷 泰人 議員

(3) 2 請願第 8 号(新規)

資料No. 3

ア 要旨

国に対し、「国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書」を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市座光寺 1717 番地 3 飯田市立座光寺小学校内

飯田市学校教職員組合 執行委員長 多田 和也

ウ 紹介議員 熊谷 泰人 議員

(4) 2 請願第 9 号(新規)

資料No. 4

ア 要旨

国に対し、「複式学級の編成基準の改善、教職員定数増を求める意見書」を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市座光寺 1717 番地 3 飯田市立座光寺小学校内

飯田市学校教職員組合 執行委員長 多田 和也

ウ 紹介議員 熊谷 泰人 議員

(5) 2 請願第 10 号(新規)

資料No. 5

ア 要旨

県に対し、「少人数学級の一日も早い実現を求める意見書」を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市下茶屋 2206 番地 2

少人数学級を実現する会 代表 福澤 直美

ウ 紹介議員 後藤壮一 議員、古川 仁 議員、福沢 清 議員

(6) 2 請願第 11 号(新規)

資料No. 6

ア 要旨

国に対し、「少人数学級の一日も早い実現を求める意見書」を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市下茶屋 2206 番地 2

少人数学級を実現する会 代表 福澤 直美

ウ 紹介議員 後藤壮一 議員、古川 仁 議員、福沢 清 議員

(7) 2 陳情第 2 号 (新規)

資料No. 7

ア 要旨

長野県知事に対し「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書」を提出願いたい

イ 陳情者住所氏名

飯田市座光寺 1717 番地 3 飯田市立座光寺小学校内

飯田市学校教職員組合 執行委員長 多田 和也

6 閉会

## 1. 大綱の概要

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において①基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、②被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

(注) 上記の改正は、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用する。

## 2. 制度の内容

- 令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要がある。
- 一定の給与所得者等（※1）が2人以上いる世帯は、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、次のとおり軽減判定基準の見直しを行う。

### 現行

【現行】 軽減判定所得  
7割軽減基準額：基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28.5万円×(被保険者数(※2))

2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+52万円×(被保険者数(※2))

- ※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者
- ※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(注) 5割軽減基準額における28.5万円及び2割軽減基準額における52万円については、「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」による見直し後の金額

【厚生労働省資料】

### 改正後

【改正後】 軽減判定所得  
7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)  
+10万円×(給与所得者等の数-1)

5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数(※2))  
+10万円×(給与所得者等の数-1)

2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数(※2))  
+10万円×(給与所得者等の数-1)





請願

資料No. 1

2020年 11月 5 日

飯田市 議会  
議長 湯澤 啓次 殿

地域医療と公立・公的病院を守る長野県連絡会

長野県保険医協会 会長 <sup>みやざわ ひろお</sup> 宮沢 裕夫  
長野市若里 1-5-26 

長野県民主医療機関連合会 会長 <sup>しみず のぶあき</sup> 清水 信明  
松本市元町 2-9-11 

長野県難病患者連絡協議会 会長 <sup>たけざわ かつら</sup> 岳沢 桂  
須坂市北原町 1-233-4 

長野県社会保障推進協議会 事務局長 <sup>はら たけし</sup> 原 健  
長野市高田 2-7-6-8 

長野県障害者運動連絡協議会 代表 <sup>まつまる みちお</sup> 松丸 道男  
長野市高田 2-7-6-8 

長野県労働組合連合会 議長 <sup>ほしお しのぶ</sup> 細尾 俊彦  
長野市高田 2-7-6-8 

長野県自治体労働組合連合 執行委員長 <sup>すずき まさよし</sup> 鈴木 將由  
上田市中央 2-3-9 

代表  
。長野県医療労働組合連合会 執行委員長 <sup>こばやし きんこ</sup> 小林 吟子  
長野市高田 2-7-6-8 

紹介議員 古川 仁



## 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書

### 【請願趣旨】

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、短い間隔で対応を求められてきました。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう請願いたします。

### 記

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想は、地域の声を踏まえ医療体制の充実を図ること。
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以 上

## 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書 (案)

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症とのたたかいは短い間隔で対応を求められてきました。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について国に要請します。

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想は、地域の声を踏まえ医療体制の充実を図ること。
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2020年 月 日

議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

## 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書

資料No. 2

2021年11月9日

飯田市議会議長 湯澤 啓次 様



請願者(住所) 飯田市座光寺 1717-3  
 飯田市立座光寺小学校内  
 (団体) 飯田市学校教職員組合  
 代表者名 執行委員長 多田 和也



紹介議員 熊谷 泰人 

## 〔 請 願 事 項 〕

2021年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

## 〔 請 願 理 由 〕

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。

しかし、1985年から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度廃止も含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。私たちは、自治体の財政力によらず子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するため、国庫負担率を3分の1から2分の1へ戻すべきであり、対象費目の拡大も必要だと考えます。

教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採択をお願いいたします。

## 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
財務大臣様  
文部科学大臣様  
総務大臣様

議会議長

印

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

### 記

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、1985年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象費目を外し、一般財源化してきました。また、2006年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、2021年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

## 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める請願書

2022年11月9日

飯田市議会議長 湯澤 啓次 様



請願者（住所） 飯田市座光寺 1717-3  
 飯田市立座光寺小学校内  
 （団体） 飯田市学校教職員組合  
 代表者名 執行委員長 多田 和也



紹介議員

熊谷 泰人



## 【請願趣旨】

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げるよう求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

## 【請願理由】

2011年、衆議院・参議院ともに全会一致で義務教育標準法が改正され小学校1年生に35人学級を導入することが決まりました。あわせて附則で小2以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると決めました。しかし、翌年の2012年は法改正ではなく加配で小2を35人学級としました。その後は改善がなされていませんが、2017年の法改正での附帯決議では、学級編成の標準を35人に引き下げるなどが「特段の配慮をするもの」とされています。長野県では2013年に30人規模学級(35人基準)を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏付けがないため、国の加配等を利用しながら予算的にやりくりしているために、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増の多くを臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

国が義務標準法を改正することにより計画的に35人学級をすすめていくことで、小学校の専科教員等を基準に沿って、正規で配置することができるようになります。新たに導入された小学校での外国語科・外国語活動に対して、本年度も長野県に20人が加配され、合計60人となりました。しかし、県内355校での時間数増に対してはまだまだ不十分な配置状況です。また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により新しい生活様式が求められる中、学校においても少人数での学習機会がこれまで以上に求められています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、また、今後の生活の大きな変化に柔軟に対応していくためにも、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員の引き下げが大切であると考えます。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があると考えます。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただくよう請願いたします。

# 国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
文部科学大臣 様  
総務大臣 様

議会議長

印

地方自治法第 99 条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。

## 記

平成 23 年国会において、小学校 1 年生に 35 人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）にもりこまれ、附則で小 2 以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると定めた。しかし、翌年の平成 24 年度は法改正ではなく加配で小 2 を 35 人学級とし、それ以降国の 35 人学級はすすんでいない。

長野県では平成 25 年度に 35 人学級を中学校 3 年生まで拡大し、小中学校全学年で 35 人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。また、新たに導入された小学校での外国語科・外国語活動への加配教員は長野県内で 60 人であり、全 355 校での授業時間増に対してまだまだ不十分な配置状況となっている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化がすすむなかで複式学級が増加しているが、教育の機会均等の考えから、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消したり、複数担任制を取り入れたりしている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、地方自治体の財政的負担を解消するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請する。

- 1 国の責任において計画的に 35 人学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

## 「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める請願書

〃年〃月〃日

飯田市議会議長 湯澤 啓次 様



請願者(住所) 飯田市座光寺 1717-3  
 飯田市立座光寺小学校内  
 (団体) 飯田市学校教職員組合  
 代表者名 執行委員長 多田 和也



紹介議員

熊谷 泰人



## 【請願趣旨】

令和3年度国の予算編成につき、どの子にもゆきとどいた教育をするために、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書を政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

## 【請願理由】

少子化が全国的に進む中、特に過疎化が進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。この状況を改善すべく、少人数の学校が立地する多くの地方自治体は、それぞれ独自に予算付けを行い、複式学級解消のための加配措置をとっています。また、多様な考え方に触れるための手立てとして複式学級を取り入れた自治体においても、教科によっては学年ごとの学習が望ましいと考え、複数担任制を取り入れています。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から、すべての授業時間が複式授業で行われることは避けられるべきであり、そのために、現行の学級編制基準を改善し、教職員を増員する必要があります。

また、学校規模の大小を問わず、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれあうことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

現在の日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。学校規模の大小を問わず、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、教職員配置の更なる充実が必要です。現在、様々な教育課題に対応するための独自の加配措置が、多くの地方自治体で行われていますが、地方交付税の削減が毎年行われる昨今の情勢を鑑みるに、こうした独自の措置を継続することは困難になってきます。

貴議会におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために35人以下学級の早期実現とともに、複式学級の編制基準の改善、教職員定数の大幅増を求めて政府および関係行政官庁あてに意見書を提出していただくよう要請いたします。

# 「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める意見書(案)

年 月 日

衆議院 議長 様  
参議院 議長 様  
内閣総理大臣 様  
財 務 大 臣 様  
文部科学大臣 様  
総 務 大 臣 様

議会議長

印

地方自治法第 99 条の規程により、下記のとおり意見書を提出します。

## 記

少子化が全国的に進む中、特に過疎化の進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。この状況を改善すべく、少人数の学校が立地する多くの地方自治体は、それぞれ独自に予算付けを行い、複式学級解消、もしくは複式学級での複数担任制をしくための加配措置をとっています。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から、現行の学級編制基準を改善する必要があります。

また、学校規模の大小を問わず、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれあうことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

現在の日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。学校規模の大小を問わず、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、教職員配置の更なる充実が必要です。現在、様々な教育課題に対応するための独自の加配措置が、多くの地方自治体で行われていますが、地方交付税の削減が毎年行われる昨今の情勢を鑑みるに、こうした独自の措置を継続することは困難になってきます。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1 現行の学級編制基準を見直し、複式学級の解消へ向けた適切な措置を、国の責任において講ずること。
- 2 国の責任において、各学校の抱える教育課題等に応ずるための教職員の人員確保に努めること。

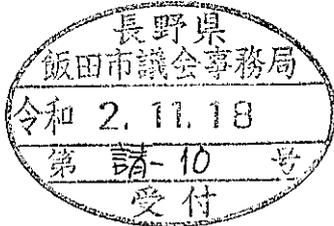
子ども一人一人を大切にする

## 少人数学級の日も早い実現を求める請願書

2020年11月18日

飯田市議会議長 湯沢 啓次 殿

請願者 少人数学級を実現する会代表 福澤 直美



住所 〒395-0802 飯田市鼎下茶屋 2206-2

紹介議員 後藤 壮一  
志 川 仁  
福 沢 清

- 請願項目
1. 新型コロナの感染を防ぎ、子どもたちがゆとりをもって学べるために、少人数学級を実現して下さい。
  2. 県に対しても、少人数学級を実現するよう意見書をあげて下さい。

### < 請願理由 >

新型コロナウイルスの感染は、終息の見通しもまだたらず、第二、第三の感染の波が来ることが危惧されています。その中で再開した学校は、感染防止を万全に、と言いながら、ソーシャルディスタンスが十分にとれない35人学級のままだです。この間行われた分散登校は、ほとんどが20人以下の規模で行われ、子どもたちから「授業がよくわかる」「先生が、一人ひとりをよくみてくれる」と好評でした。20人以下の学級が本来、子どもたち一人ひとりを大切にする規模であることを改めて認識させられました。この際、子どもたちの安全を考え、健やかな成長を考えて、少人数学級を実現してください。

県にたいしても、その実現を早急にされるよう意見書を上げてください。

## <県に提出する意見書 案文>

### 少人数学級の一日も早い実現のための意見書

新型コロナウイルスの感染は、冬に向かってますます広がりを見せており、終息の見通しもたっていません。その中で、子ども達は相変わらず学習し、給食を食べ、感染の危険にさらされています。

春の臨時休校の後行われた分散登校では、感染を防ぐためにほとんどのクラスが20人以下で行われ、子ども達から「授業がよくわかる」「先生が一人ひとりをよくみってくれる」と好評でした。先生たちからも「これが、本来子どもたち一人一人を大切にできる規模だと思った」という感想が聞かれました。それは、子ども達を新型コロナの感染から守るという事ばかりでなく、子どもたちの学ぶ力をつけ、個人として成長する力もつけることに繋がっていきます。

長野県は、全国に先駆けて35人学級を実現されましたが、引き続き20人以下学級の実現に向けて取り組み、未来を担う子ども達に少人数学級をプレゼントしてください。

子ども一人一人を大切に

## 少人数学級の一日も早い実現を求める請願書

2020年11月18日

飯田市議会議長 湯沢 啓次 殿

請願者 少人数学級を実現する会代表 福澤 直美



住所 〒395-0802 飯田市鼎下茶屋 2206-2

紹介議員

後藤 莊一

志川 仁

福江 清

- 請願項目
1. 新型コロナウイルスの感染を防ぎ、子どもたちがゆとりをもって学べるために、少人数学級を実現して下さい。
  2. 国に対しても、少人数学級を実現するよう意見書をあげて下さい。

### < 請願理由 >

新型コロナウイルスの感染は、終息の見通しもまだたらず、第二、第三の感染の波が来ることが危惧されています。その中で再開した学校は、感染防止を万全に、と言いながら、ソーシャルディスタンスが十分にとれない35人学級のままです。この間行われた分散登校は、ほとんどが20人以下の規模で行われ、子どもたちから「授業がよくわかる」「先生が、一人ひとりをよくみってくれる」と好評でした。20人以下の学級が本来、子どもたち一人ひとりを大切にできる規模であることを改めて認識させられました。この際、子どもたちの安全を考え、健やかな成長を考えて、少人数学級を実現してください。

国にたいしても、その実現を早急にされるよう意見書を上げてください。

<国に提出する意見書 案文>

少人数学級の一日も早い実現を求めるための意見書

新型コロナウイルスの感染は、冬にむかってますます広がりを見せており、終息の見通しもたっていません。その中で、子ども達は相変わらず40人学級のまま、毎日ソーシャルディスタンスのとれない空間で、学習し、給食を食べ、感染の危険にさらされています。

春の臨時休校の後行われた分散登校では、感染を防ぐためにほとんどのクラスが20人以下で行われ、子どもたちから「授業がよくわかる」「先生が一人ひとりをよくみてる」と好評でした。先生たちからも、「これが、本来子ども達ひとり一人を大切に作る規模だと思った」という感想が聞かれました。それは、子ども達を新型コロナの感染から守ることばかりでなく、子どもたちの学ぶ力をつけ、個人として成長していくことにも繋がることとなります。

世界的にも、日本の学級定員は断トツに多いと言われながら40年間改善されてきませんでした。コロナ禍の今こそ、少人数学級を実現し、それに伴う教員増をすることは、未来を担う子どもたちへの何よりのプレゼントです。

国の施策として、少人数学級を実現してください。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を

長野県知事に求める陳情書

2022年11月9日

飯田市議会議員 湯澤 啓次 様



請願人(住所) 飯田市座光寺 1717-3  
飯田市立座光寺小学校内  
(団体) 飯田市学校教職員組合  
代表者名 執行委員長 多田 和也



### <陳情事項>

へき地教育振興法第1条「教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする」に照らし合わせ、以下の内容の意見書を長野県知事あてに提出していただきたい。

1. へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率にもどすこと。

### <陳情理由>

「へき地教育振興法」(昭和29年6月1日法律第143号)は、都道府県の任務として(1)「特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究」及び「資料整備」、「教員の養成施設」設置、市町村への「指導、助言又は援助」等、(2)教員及び職員の定員の決定への「特別の配慮」、(3)教員の研修について「教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に関し必要な経費の確保」を規定(第4条)しています。また、第5条-二-2は「へき地手当の月額、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額をしました。へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、関東、本県を除く甲信越、北陸、東海すべての都県は、同省令で定める率に準拠し支給しています(現在本県では、地域手当1.7%の一律分を加えると、省令基準の3分の1程度まで回復)。

その結果、へき地教育にさまざまな課題が生じています。文部科学省令で定める率で支給されていた時代には、正規職員が多く年齢バランスが良かった職員構成は、現在では青年層が過半数を占め、臨時的任用教職員の比率が倍増しています。それは、家族の養育や介護をかかえる中堅層の教職員の場合、へき地校への赴任希望を持っていたとしても、通勤等により市街地での勤務に比べて大きくなる経済的負担を考慮して、へき地校への赴任を敬遠せざるを得ないからです。正規の中堅職員が少ないという状況は、青年教職員のスキルアップという点からも好ましい環境とはいえません。さらには、このような状況を憂慮して、へき地校を多く抱える飯田下伊那地域への赴任を敬遠したり、臨時的任用職員となる人材が、手当の支給率の高い隣県に流出したりするケースも起きています。

長野県教職員組合では、長野県教育委員会に対し2006年度より一貫して上記の不条理を訴え、原資が国から交付されていることや近隣県のすべてが従来を支給率を採用していることを根拠にし、折衝や交渉で以前のへき地手当支給率にもどすように度重ね主張してきましたが、2019年度になり、県教委より「へき地学校等における勤務の状況について調査する」との回答を得ました。

貴議会のご尽力により、へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等が改善されていますが、それ以上に都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。それにもかかわらず、今、へき地手当率の改善が、こうした相対的へき地性の拡大を考慮せずに行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、結果としては飯田市を含む下伊那地域はもちろん、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

以上の理由により、へき地手当およびへき地手当に準じる手当率については、教職員の人材確保上、へき地における児童・生徒の教育の機会均等、へき地教育条件整備の観点からも、本県特有の地理的・自然的条件を重視して近隣県並みにもどす必要があります。

# 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める 意見書(案)

年 月 日

長野県知事

阿部 守一 様

議会議長

印

「へき地教育振興法」(昭和29年6月1日法律第143号)は、都道府県の任務として(1)「特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究」及び「資料整備」、「教員の養成施設」設置、市町村への「指導、助言又は援助」等、(2)教員及び職員の定員の決定への「特別の配慮」、(3)教員の研修について「教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に関し必要な経費の確保」を規定(第4条)しています。また、第5条-二-2は「へき地手当の月額、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額をしました。へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、関東、本県を除く甲信越、北陸、東海すべての都県は、同省令で定める率に準拠し支給しています(現在本県では、地域手当1.7%の一律分を加えると、省令基準の3分の1程度まで回復)。

その結果、へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地校に勤務する教職員が学習資料や教材・教具等を購入するために都市部まで出かけることが困難になったり、経済的負担が増したりしています。文部科学省令で定める率で支給されていた時代には、正規職員が多く年齢バランスが良かった職員構成は、現在では青年層が過半数を占めたり、臨時的任用教職員の比率が倍増したりしています。それは、家族の養育や介護をかかえる中堅層の教職員の場合へき地校への赴任希望を持っていたとしても、経済的負担を考慮して、へき地校赴任を敬遠せざるを得ないからです。こうした状況は、青年教職員のスキルアップという点からも好ましい環境とはいえません。さらには臨時的任用職員となる人材が、へき地校を多く抱える本県へ応募することを手控えるケースも起きています。

貴職のご尽力により、へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等が改善されていますが、それ以上に都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。それにもかかわらず、今、へき地手当率の改善が、こうした相対的へき地性の拡大を考慮せずに行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、結果としては本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

## 記

- 1 へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握をしつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率にもどすこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。